

職務上請求書不正使用防止における対応について

令和3年8月、職務上請求書の不正使用により会員が逮捕されるという事件が発生し、関係各所にご迷惑をおかけしましたこと、改めてお詫びいたします。

当該会員は同年9月14日、略式裁判により罰金刑を受け、その確定に合わせて当会では会員の権利の停止及び廃業勧告の処分をいたしました。当該会員からは行政書士登録抹消の申請が出されていましたが、栃木県が処分の検討中でありましたので抹消の手続きを留保しておりました。

県による調査、聴聞手続の後、令和4年1月14日に2年間の業務の停止という栃木県知事処分が確定し、それを受け登録抹消手続きを進めて当該会員は行政書士を廃業、当会を退会しておりますこと報告いたします。

当会では事件への対応や再発防止策の作成に関し、顧問弁護士とも相談、検討を重ね、令和3年12月9日に開催した理事会において職務上請求書取扱規則を改正いたしました。

従来から実施しておりました倫理研修会の内容見直しも含め、下記の通り再発防止に努めてまいります。

記

1. 会員に対しての指導をより徹底して行います。行政書士の倫理、人権侵害への配慮について弁護士を講師に研修会を実施するほか、業務に関係する研修会においても職務上請求書の使用に関する指導をしていきます。また広報誌に職務上請求書の適正な使用に関する記事を定期的に掲載し周知します。
2. 職務上請求書の管理及び適正使用を目的とした職務上請求書管理委員会を設置しました。以降、使用済み職務上請求書控え綴りの確認、払い出しは委員会で行っております。
 - ①委員の職務は次の通りです。
 - ・不正使用防止に向けた取り組みの指揮（会員への調査、指導、研修、広報）
 - ・払出時の使用済綴りの確認及び確認体制の構築
 - ・職務上請求書の保管管理、払い出し時の確認作業
 - ・日本行政書士会連合会への報告
 - ②委員は、行政書士である役員から選任することとし、既に業務関係部の役員を中心に委嘱しております。行政書士は業務の範囲が広く、専門知識を有した委員を選任することにより、適正な確認作業が実施できると考えています。また、その知識を各部の研修会で活用することにより再発防止につながる指導が出来ると考えています。
3. 日本行政書士会連合会においても、不正請求の再発防止策の構築を進めており、連合会の決定に従い速やかに対応していきます。

令和4年6月1日
栃木県行政書士会
会長 安野光宣